

議案第9号

財産の処分について

次の財産を譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 処分する財産の表示 別紙のとおり
- 2 譲渡の相手方 勝山市鹿谷町保田第85号18番地  
合同会社 蛙家  
代表社員 山内 秀勝
- 3 処分予定価格 無償譲渡

令和7年6月10日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

東山いこいの森にある建物及び施設の一部を合同会社 蛙家に譲渡するため、この案を提出する。

別紙

処分する財産の表示

所在地 勝山市北谷町谷 1 1 7 字 3 - 1、3 - 2

名称	延床面積 (平方メートル)	構造等
休憩施設 (東屋)	1 8	鉄骨造 平屋建
炊事施設	2 1	鉄骨トタン屋根 ブロック造 平屋建 2 棟
炊事施設 中	3 6 . 7 2	木造 平屋建 納屋付
バンガロー	1 3 . 2 2	木造 平屋建 合掌造 2 0 棟
コテージ	3 0	木造 平屋建 6 棟
バーベキュー施設	9 7	木造 平屋建
シャワー施設	1 5 . 8 4	鉄筋コンクリート 平屋建
丸太遊具		木製 3 基
看板		木製
看板		鋼製